

# 「日韓歴史共同研究」をどうするか

——当事者の観察——

木村 幹

(神戸大学)

はじめに

2010年3月23日、第二期日韓歴史共同研究（以下、共同研究）の報告書（日韓文化交流基金2010）が公表された。報告書は、日韓両国の事務局にて取りまとめられ、事前にマスメディアへの閲覧を許された後、この日の18時を期して、両国メディアが同時に報道を始めることで報道協定が結ばれていた。

報告書の内容がわざわざ事前にマスメディアに公開され、報道解禁の時刻が定められたのには理由があった。報告書の内容の中には、日韓両国の間に横たわる「歴史認識問題」と密接に関係する部分が存在する。当然のことながら、「歴史認識問題」に纏わる様々な事象に対する日韓両国社会の関心や認識には差異があり、それ故、報告書に対する評価も異なったものになる。このような状況下において、膨大な分量を持つ報告書の内容の一部が、十分に精査されることなく、日韓何れかの国において、他に先んじて発表されることになれば、内容を先に報じた側の持つ認識のバイアスが、報告書に対する理解へとより大きく反映されることになりかねないからである。

マスメディアへの、報道協定を伴う報告書内容の事前公開は、このような事態を避ける為の配慮であった。日韓両国政府はこのような手続きを踏むことにより、マスメディアに報告書の内容を精査する時間を与えると共に、報告書に対するセンセーショナルな報道を抑えようとしたのである。予定された3月23日の18時に備えて、両国の多くのマスメディアは、それぞれの視点から報告書进行分析し、また、共同研究参加者を含む「専門家」への聞き取り調査などの事前準備を行った。

しかしながら、このような共同研究の報告書公表を巡る、日韓両国政府と多くのマスメディアの事前準備は、結果として、その意味が大きく損なわれることとなった。何故なら、3月23日朝、韓国メディアが報道協定を破って、一斉に報告書の内容について報道を始めたからだ（『連合ニュース』2010年3月22日）。理由は、韓国のとある保守系有力新聞が一方的に報道協定に反して報道を開始したことによるのだという。マスメディアでは通常、上記のような報道協定は特定のメディアの協定違反が明らかになった時点から自動的に解除されることとなっている。何れにせよ、こうして第二次日韓歴史共同研究の報告書公表は、混乱の中で行われた。

このエピソードは、これまで過去二回に渡って行われた共同研究が、如何に大きな世論の注目の中、行われているかを示している。しかしながら、そのことが即ち、共同研究への世論の高い評価を示しているかと言えば、その答えは恐らく、否、であろう。実際、第二期共同研究の報告書公表により明らかになったことの一つは、少なくとも我が国の世論の一部に、共同研究に対する強い疑義が存在することだった。それを典型的に示したのは、報告書公表の翌日の一部新聞の報道であった（『産経新聞』2010年3月24日）。そこには、共同研究参加者のコメントを引用する形で、その意義を否定する意見が大きく取り上げられた。このような一部世論の影響もあるのか、第三期の共同研究の開始について、2010年6月の段階でも日韓両国は合意に達してはない（『朝日新聞』2010年5月29日）。

それでは、どうして日韓歴史共同研究は、大きな世論の注目にも関わらず、その期待に添えるこ

とができないでいるのだろうか。本稿は以上のような問題意識に基づき、第二期日韓歴史共同研究に、教科書小グループ委員の一人として実際に参加した筆者<sup>(1)</sup>が、そこにおける自らの経験と記録に基づき、現行の日韓歴史共同研究が有する問題点について明らかにしようとするものである。

## 1. 第二期日韓歴史共同研究の出発と研究委員の確定

最初に本稿が主たる分析対象とする、第二期日韓歴史共同研究がどのようにして開始されたかを見てみることにしよう。

周知のように、今日行われている日韓歴史共同研究は、2001年、ソウルにて行われた日韓首脳会談における合意に基づいて開始された（日韓文化交流基金 2005; 鄭・木村 2008）。当時は日韓関係が歴史教科書問題と小泉総理大臣（当時）の靖国神社参拝問題を巡って紛糾した状況にあり、共同研究はこのような状況を改善する為に、「歴史認識において韓国の意見を十分聞くという枠組み」が重要であるという判断の下、「学者・歴史の専門家で公平に判断できる協議の場」として設けられた。公式の首脳会談の記録を見る限り、この歴史共同研究を提案したのは日本側であり、ここでは「これらを通じて〔日韓両国の間で<sup>(2)</sup>〕相互理解が深まる」ことが期待されていた（外務省 2001）。

こうして開始された第一期の日韓歴史共同研究は、翌2002年5月から2005年6月までの3年2ヶ月に渡って行われた。そして、この第一期の共同研究がいよいよ報告書公表へと向かう頃、本稿における主たる分析対象となる第二期の共同研究についての議論が開始された。まず、2004年12月に行われた首脳会談にて日韓両国は、共同研究の「継続」について合意した（外務省 2004）。続いて、第一期の報告書公表の直後に行われた2005年6月の日韓首脳会談では、この第二期の共同研究の「開始」が正式に合意されている（外務省 2005a）。

また同じ首脳会談では、共同研究の中身についても議論されている。重要であったのは、ここで、第一期の共同研究にて設置された、古代、中世、

近現代を担当した第一、第二、第三の各分科に加えて、第二期の共同研究においては、新たに「教科書小グループ<sup>(3)</sup>」が設置されることが決められたことであった。日韓両国はその後も、第二期の共同研究について、積極的な議論を繰り返した。例えば、2005年10月に開催された日韓外相会談後、日本側の町村外相（当時）は、「できるだけ年内に第一回委員会が開催できるよう準備を加速化させたい」として、共同研究の早期再開に関わる日韓両国の強い意欲を明らかにし、併せて「日本側の委員長は小此木慶応大学教授に内定している」と述べている（外務省 2005b）。このことは既に、第二期の共同研究について、日韓両国がこの時期具体的な作業に入っていたことを示している<sup>(4)</sup>。

しかしながら、状況はここから大きく変化する。そのことを最も端的に示したのが、第二期の共同研究が実際に開始されたのが、町村が開始の意を明らかにした2005年末から1年半近くも後だったことである。当初は順調であるかに見えた共同研究の開始が遅れた理由について、今日まで日韓両国政府は公式に明らかにしていない。しかし、当時の関係者の間では、この点について一つの観測が流れていた。即ち、共同研究を立ち上げるに当たっての日本側の研究委員選定作業において、当時の首相官邸をも巻き込んだ角逐があり、それ故に共同研究の再開が大きく遅れた、というのである<sup>(5)</sup>。その真偽はさておくとしても、日本側で委員選任を巡る一定以上の混乱があったことは、恐らく事実であったろう<sup>(6)</sup>。少なくとも、町村が外相会談にて「内定」を明言した小此木は、第二期の「日本側の委員長」、より正確には共同研究の日本側座長には任命されなかった。代わって共同研究の日本側座長には、日本近代史を専攻する東京大学名誉教授の鳥海靖が選任されている（外務省 2007a）。

共同研究開始時におけるこのような混乱からわかることが一つある。それは日韓歴史共同研究が政府によって公式に支援される研究である以上、そこから政治的要素を完全に排除することは、難しい、ということである。そして、この政治的要素が集散的に現れるのが、共同研究の委員、就中、

その中核を占める両国座長や総幹事、更には各分科会幹事の選任である。確かに共同研究においては、委員に選任された「学者・歴史の専門家」に「研究」に関わる大きな裁量権が与えられている。しかし、その研究委員を選任する過程については、少なくとも一般には殆ど明らかになっていない。否、一部の共同研究の枢要を占める人々を除けば、筆者を含む多くの研究委員自身さえも、自ら誰によって委員に推薦され、どういう経過とどういう手続きにより選任されたのかは、知らされてさえいなかった。

## 2. 支援委員会と教科書小グループ

何れにせよ、紆余曲折を経た挙句、第二期の共同研究委員の選任が正式に終了したのは、2007年に入ってからであった。このような委員の選任について、指摘しておくべきことが二つある。第一は、それが日韓別個に行われていることであり、第二は、研究テーマの決定に先立って委員の選任が行われていることである。この二つの点は、先に述べた、委員選任過程における政治の役割とも相俟って、その後の共同研究の遂行に大きな影響を与えることになる。

こうして選任された研究委員によって、第二期の日韓歴史共同研究が開始されたのは既に述べたように2007年からである。即ち、この年4月27日、両国座長の会談が行われたのを皮切りに、6月22日には東京にて第一回の「日韓歴史共同研究支援委員会」（以下、支援委員会）の会合が、次いで翌23日には同じく、第一回の共同研究委員会が行われている。見落とされてはならないのは、共同研究には研究そのものを遂行する研究委員会とは別に、共同研究が「円滑に実施されるよう必要な支援を行うために設立された」、「日韓両国の民間有識者及び政府関係者から構成される」支援委員会が存在することである（外務省 2007b; 2007c）。研究者のみから構成される研究委員会とは異なり、支援委員会は「政府委員」と「有識者」の双方から構成されている。第二期の共同研究の場合、支援委員会の政府委員は、日韓両国における、外交関係を所管する官庁と、教育関係を管轄する官庁、

更に内閣や国務総理の直下にある官庁から1名ずつが選任された。彼等は、各国3名の有識者委員と合わせて、併せて1カ国6名、日韓両国合計12名の委員からなる支援委員会を構成した。

後の議論との関係で指摘しておかなければならないのは、支援委員会の正式の発足が、研究委員会のそれとほぼ時を同じくしていることである。このことは少なくとも公式には、支援委員会と研究委員会の関係は、日韓両国から選任された委員で構成される支援委員会が、事前に研究委員の選任に関与し、或いはその組織的なあり方を決定するような形にはなっていなかった、ことを意味している。

言い換えるなら、第二期の共同研究が開始された時点では、首脳会談や外相会談で議論された、極めて大まかな組織的構造に関わる部分を除いて、この共同研究に関わる多くのことが未決定であった。だからこそ、研究委員会は、研究を始める以前に、そもそも自らがどのような組織であるべきか、から議論を始めなければならなかった。

この点が最も典型的に現れたのは、第二期になってはじめて設けられた「教科書小グループ」の位置づけについての議論においてだった。既に述べたように、この新たな分科会は、2005年6月の首脳会談においてその設置が決定されたものだった。しかしながら、日韓両国はその後、この分科会においてどのような研究が行われるべきかについて、具体的な決定を行わなかった。だからこそ、第二期の共同研究は、まず、この「教科書小グループ」が何ものであり、そこで何が研究されるべきかについてのコンセンサス作りからはじめなければならなかった。

厄介だったのは、この新たな分科会には、方向性を異にする幾つかの可能性があったことだった。第一の方向性は、日韓両国間に横たわる教科書記述を巡る紛争の種となっている、幾つかの歴史的事象について、実証的な検討を加えることだった。しかしながら、この方向性を取った場合、各時代を担当する他の分科会との関係が問題となった。共同研究が開始された理由の一つが歴史教科書問題であった以上、古代、中世、近現代の各時期を担当した分科会も、また、教科書の記述

を意識した研究を展開せざるを得ない状況が存在した。教科書記述において問われている歴史的対象の何が各時代を担当する分科会で研究され、教科書小グループがこれらの研究とどのような関係を持つべきかは、決して簡単な問題ではなかったのである。

第二の方向性は、歴史的対象ではなく、教科書そのものを研究対象にすることだった。即ち、日韓両国の教科書記述における相違や、それらが生まれた原因を明らかにすることである。第一と第二の方向性は、研究対象を異にする一方で、飽くまでその基盤を実証にしていると言う部分では、共通性も有していた。

第三の方向性は、教科書の記述を、あるべき教育のあり方や、日韓関係の将来像をも視野に入れて検討することである。この方向性は、教科書を研究することにおいては、第二の方向性と共通する部分があるものの、議論の基盤を、実証から離れた部分にしている、という点において、その性格を第一や第二の方向性と大きく異にしている。

加えて、更に厄介だったのは、日韓両国政府がこの新しい分科会に対して、異なる思惑を有していたことだった。例えば、韓国側研究委員の中には、従軍慰安婦問題と韓国併合に関わる諸条約<sup>(7)</sup>について研究を積んだ研究者が含まれていた。そこには教科書において重要なのは、これらの問題に関わる日韓、就中、日本側の教科書の記述を改めさせるべきである、という韓国側の明確な意図が存在した。

対して日本側の研究委員には、筆者を含む韓国研究者が多く含まれていた。そこに存在したのは、この分科会において、日本側の教科書のみならず、韓国側の教科書もが検討されるべきである、という日本側の意図であったろう。当然のことながら、このような両国研究委員の専門性の違いは、両者の大きな意見対立を齎した。以後この問題は、共同研究終了直前まで繰り返し議論されることとなり、委員会はその処理の為に多大な時間を費やすことを余儀なくされた。

### 3. 研究委員の二重の役割

新しい分科会を巡る議論の混乱を理解する為に、もう一つ指摘しておかなければならないことは、共同研究においては研究委員に二重の責務が課せられていたことである。即ち、一つ目は会議に出席して委員会の組織的あり方や方向性、更には、研究主題を決めること、そして二つ目は研究者として研究を遂行することである。言い換えるなら、共同研究においては、研究委員が一つ目の責務を果たす際に、二つ目の責務について同時に考えなければならない状況が存在した。各々の委員に研究の義務が課されており、また、その研究が各々の委員の研究者としての専門性を大きく離れて行われることが不可能であった以上、各々の委員が会議にて主張できる委員会の方向性や研究課題の選択には、明確な限界が存在した。

そして、にも拘らず、第二期の共同研究においては、第一期のそれを踏襲する形で、日韓両国の研究者が、対を組んで共通の研究課題を遂行することが当然視されていた。しかしながら、共同研究では研究課題の選定以前に、日韓両国が異なる思惑を思っており、異なる専門性を有する研究委員が選任された。異なる専門性を持つ研究者が共通の研究課題を遂行することは不可能に近かったから、その意味で新しい分科会のあり方や、研究課題を決めるに当たって、両国の研究委員が対立することは当然と言えた。世論が大きな関心を傾ける共同研究において、自らの専門を大きく離れた分野の研究を押し付けられ、結果として中途半端な成果を残すことは、特に共同研究に参加した若手・中堅の研究者にとっては、将来に向けての大きな禍根を残す可能性があった。また、微妙な政治的問題について、日韓両国のどちらか一方の委員の専門性に沿った研究課題を選択することは、議論のバランスを崩す危険性をも有していた。こうして、各委員が自らの専門性と、自らに与えられたと思しき役割に拘泥した時、議論は必然的に紛糾することとなった。

明らかなことは、共同研究が適切に機能する為には、どこかでこれらの問題を調整することが必要である、ということだった。しかしながら、教



科書小グループを巡る議論において、明らかになったもう一つの事実は、共同研究がこのような調整の為、制度的準備を全く欠いていることだった。例えば、第二期の共同研究における役割には、日韓両国各々1名の座長と総幹事、更には、各分科会の取りまとめ役である幹事が存在した。そして、これらの役職者は、役職を有さない一般の委員等と共に、様々な形での会議を開催した。筆者の知る限り、その形には少なくとも6種類あった。即ち、各分科会委員の参加する、国内及び日韓合同の分科会、全研究委員が参加する国内及び日韓合同の全体委員会、そして、各分科会の幹事及び総幹事、座長らが参加する国内幹事会、更に、日韓両国の座長及び総幹事が出席して行われる日韓座長会合がそれである。しかしながら、これらの会議相互の関係は必ずしも明確ではなく、また、座長、総幹事、幹事といった役職の役割についても明確な取り決めは存在しなかった。

勿論、最も重要な会議は、日韓双方の研究委員全員が参加する日韓合同全体委員会だった。しかしながら、この会議もまた、明らかな制度的欠陥を有していた。例えば、このことは、2008年6月に行われた会合にて典型的に現れた。これらの会合で集中的に議論されたのは、教科書記述に関わる言及が、教科書小グループ以外の各分科会においてどの程度なされるべきであるかであった。この問題について、日本側委員達は、まず、日韓合同全体委員会に先立って開催された国内全体委員会において、教科書に関わる議論は教科書小グループが一括して扱うべきことについて合意した。しかしながら、このような日本側委員会の意見は、日韓合同全体委員会において韓国側委員からの反発を招き、会議は大きく紛糾した。

重要なことは、この会議においては、議論が紛糾した場合に、どのようにしてこれを決着させるか—例えば全会一致か多数決か等—という基本的なルールさえ存在しなかったことだった。このような事態に直面した、当日の議事進行役である日本側座長は、妥協点を探るべく、日本側の国内全体委員会の合意とは、異なる妥協案を示したが、逆に議論を混乱させただけだった。何故なら、この会議における議事進行役の権限もまた、明確にはなっていなかったからである。

#### 4. 研究協力者という不完全な制度

第二期の共同研究は、こうした様々な欠陥を持って出発した。根本的な問題は、各々の研究委員に、全く性格を異にする、二つの矛盾した役割が与えられていたことだった。本来なら、自らの研究課題を議論する際に、研究委員達はより多くの自由度を有しているべきだった。しかしながら、実際の議論は研究委員自身が研究遂行の責務を負うことにより、大きく制約されることとなったのである。

勿論、この時の共同研究においても、問題解決の手段が全く用意されていなかった訳ではなかった。この点について、積極的に利用されるべきは「研究協力者」の制度であったろう。研究協力者とは、簡単に言えば、研究委員に与えられた二つの役割、即ち、組織面での役割と研究面での役割の内、後者のみを与えられた存在であった。各分科会は、その必要があると判断された時、与えられた予算内で、定められた研究課題に合致した共同研究者を選ぶことができた<sup>(8)</sup>。

このように見ると、実は先ほどまで見てきた研究委員の矛盾した役割についての問題の多くは、この研究協力者の制度を効率的に活用することによって解決されるかのように見える。しかしながら、この研究協力者の制度にも限界があった。

第一の限界は、研究協力者の選任が、研究委員自身の研究遂行の責務の解除を意味しなかったことであった。言い換えるなら、どのような研究協力者を選任しようとも、研究委員に研究の責務が課せられている限り、各々の分科会や全体会議は、各々の研究委員をどこに配置するかを前提にしてしか、議論をすることができなかった。

第二の限界は、日韓両国委員の間で、研究協力者についての理解の一致が存在しなかったことである。例えば、筆者の参加した教科書小グループにおいては、対となって研究課題を遂行する、研究委員と研究協力者の間の権限の違いが問題となった。第二期の共同研究においては、第三分科会と教科書小グループは、第一期の第三分科の先例に倣う形で、一方の国から選出された研究者が執筆した論文に対して、他方の研究者が批評文を作成

するという方式を採用した。

しかし、この批評文作成における研究協力者の位置づけに対して、日韓両国から選出された委員の間には、大きな見解の相違が存在した。日本側研究委員は、研究協力者は、研究そのものにおいては、研究委員と対等であり、当然のことながら対になって研究課題を遂行した研究委員に対して批評文作成の権利を有している、という理解を有していた。これに対して韓国側委員は、研究協力者は研究遂行のみを依頼された存在であり、批評文の作成と言う研究の評価に関わる仕事は、研究委員のみが責を負わなければならない、と主張した。韓国側委員は、研究協力者を交えて行われた日韓合同分科会においても、対になって研究課題を遂行した研究委員の論文に対して、研究協力者がコメントする機会さえ与えようとはしなかった。

研究協力者制度の第三の限界は、その選任に時間がかかり過ぎることだった。研究協力者選任の基本的な手続きは、まず、日韓一方の分科会が自らの必要に基づき研究協力者候補を選定し、これを日韓合同分科会にて審議して、承認する、というものだった。その為には、より具体的には次のような手続きが必要だった。まず日韓両国の委員は、各々の国内分科会を開いて、研究協力者候補を選定し、研究報告等の手段を駆使してその研究内容を吟味した後、日韓合同分科会への推薦を行う。この推薦を受けて合同分科会では、研究協力者候補による研究報告が行われ、日韓双方の委員が研究協力者に相応しいと判断した後、候補者は正式に研究協力者としての研究活動を開始することができた。一般に、共同研究に関する研究会は、二ヶ月に一度程度しか開かれなかったから、候補者が二度の面接を経て、正式に共同研究者に選任されるには、時に、一年近い月日が必要となった。

第二期の共同研究は、少なくともその出発当初においては、これを二年以内に終了することが期待されていたから、このことは研究協力者による研究遂行を大きく阻害する結果となった。

## 5. 歴史認識問題と歴史研究者

以上、見てきたことから明らかなように、共

同研究は幾つかの大きな制度的欠陥を抱えており、その結果、委員達は長期に渡って、分科会の位置づけや研究課題を巡る混乱した議論に直面しなければならなかった。しかしながら、より大きな視点からこの共同研究を考えた時、根本的な問題がもう一つあった。それはそもそもこのような共同研究を行うに当たって、委員会の運営や、部会の位置づけ、更には、研究課題の決定等を、研究者、就中、本共同研究において中核を占めることが期待されている実証的な歴史研究者に任せることが果たして適切であったのか、ということであったろう。

例えば、第二期の共同研究における、大きな問題の一つだった「竹島／独島」を巡る混乱について考えてみよう。新聞紙上でも報じられたように(『産経新聞』2010年3月23日)、第二期の共同研究においては、第三分科会にて、日本側委員からこの問題を扱うことが提案され、併せてこれを遂行する研究協力者候補も推薦された。しかしながら、このような日本側委員の提案に対して韓国側は強く反発し、分科会は大きく紛糾した。

韓国側委員が反対した理由は明確であった。韓国政府は従来から竹島／独島が韓国領であることは疑わざるべき事実であり、それ故これを巡る紛争は存在し得ない、という公式的立場を取っている。にも拘らず共同研究が、竹島／独島問題を正式な研究課題として取り上げ、更にはその報告書に日韓双方の研究者から異なる見解が示されるならば、そのことは日韓両国政府が公式に認める共同研究がこの島を巡る紛争が実際に存在することを認めたものと解釈される余地があったからである。

重要なことは、そもそもこの共同研究が、日韓両国間に横たわる歴史認識問題の解決に資するべきものである、という前提に設計されていることであった。加えて、日韓両国は第二期の共同研究を開始するに当たって、その成果において「共通の認識に達した部分について、教科書編集の過程で参考とされる」ことさえ公にしている(外務省2005a; 2005b)。この竹島／独島に関する例が端的に示すように、研究課題の設定は、時に研究結果以上に政治的な意味を持つことがある。何故ならば、

日韓両国政府が歴史認識問題の解決の為に公式に推進する共同研究において、何を取り上げるかは、そのまま歴史認識問題において何が重要であるか、に関する重要な方向性を示すものと考えられたからである。

そしてここでの問題は、少なくとも第二期の共同研究においては、両国座長をはじめとする多くの研究委員が、歴史学を専門とする研究者から選ばれていたことであろう。勿論、共同研究の遂行においては、歴史学者の持つ実証研究に関する知識は必要不可欠である。しかし、既に述べてきたように、研究遂行は研究委員に与えられた二つの責務の内の一つにしか過ぎない。共同研究に相応しい研究課題の設定や委員会の組織・運営のあり方の決定においては、歴史学者は非専門家である。それは、日韓に関する数々の歴史的事象について熟知していることと、同じく日韓の間に横たわる歴史認識問題の構造や原因について知識を有していることは、全く次元を異にすることだからに他ならない。

一言で言うなら、現状の共同研究は、このような「歴史認識問題」の非専門家である歴史学者に、彼等の専門の範囲を大きく超える責務を要求し、結果として、本来彼等がその能力を存分に発揮出来る筈の、実証分析に関する仕事に集中することを困難にした、ということができる。

## むすびにかえて

ここまで述べてきたことをまとめてみよう。

第一に指摘したことは、共同研究はそれが出発時点から日韓両国間の歴史認識問題の解決、という政治的目的を有するものである以上、そこに一定の政治的意図が介在することは避けられない、ということである。そして、このような政治的意図が最も典型的に表れるのは、研究委員、就中、その枢要を占める役職者達の選任の過程に他ならなかった。

第二に指摘したのは、共同研究の制度的不備である。問題は、研究委員に部会や研究課題の設定といった組織運営の役割と、研究遂行という性格を全く異にする二つの課題が同時に与えられてい

ることだった。日韓両国が異なる意図を持って研究委員を選任した結果、両国の研究委員の専門性は時に大きく乖離した。異なる専門性を有する研究委員が共同して研究を推進することは困難であり、両者必然的に対立することとなった。

第三に共同研究は、両国委員の間で対立が生じた時に、事態を解決する為の制度的手段を準備していなかった。各種委員会や役職の権限は曖昧であり、また、本来なら有効に活用できる筈の研究協力者の制度も、日韓両国委員の認識の違いにより、有効に活用することができなかった。

そして、第四に共同研究に参加した人々の殆どは、歴史認識問題の専門家ではなく、歴史的事象の実証研究を専門にする歴史学者達だった。言い換えるなら、研究課題の選定と研究そのものの遂行の両者の内、彼等は後者の専門家であるに過ぎなかった。しかしながら、以上に述べたような欠陥から、研究委員達は研究そのものに入るまでに、「共同研究において何を議論すべきか」という、必ずしも自らの専門とは言えない領域の問題について、多大な時間と労力を費やすこととなった。結果として、彼等は自らに与えられた資源と高度な専門性を有効に活用することができなかった。

だからこそ、仮に日韓両国が今後も歴史共同研究を遂行して行くのであれば、最低限、これらの問題を解決する必要がある。最も重要なのは、現在の共同研究委員には、研究委員会組織や課題設定と、研究そのものの遂行と言う、異なる二つの責務が与えられており、主として前者を巡る混乱により、共同研究が時に機能不全の寸前にまで追い込まれている、ことである。当然のことながら、その解決方法の一つは、政治的意図が反映され易い、研究委員会組織や課題設定の過程と、研究そのものの遂行の過程を分離する、ことである。

現行の共同研究の組織を前提にするなら、そのオプションは二つある。一つは組織や課題設定に関する役割を主として支援委員会に担わせることとし、研究委員を研究そのものに集中させることである。二つ目は、研究委員から研究遂行の義務を解く一方で、研究協力者により研究委員と同等の権限を与えることであろう。

一見、同じように見えるこれらのオプションは



それぞれ利点と欠点を有している。前者においては、研究委員が共同研究開始とほぼ同時に研究課題に没頭することができる一方で、限られた研究者の資源を二つの委員会に分散させる、という欠点が存在する。また、支援委員会には両国政府の代表者が参加しているから、共同研究を政治化するものとして非難する声が挙がるかもしれない。逆に後者においては、組織運営と研究課題、更には研究遂行において、両国の学界等において枢要な地位を占める人材を効率的に利用できる一方で、これらの二つの責務を同時に担う特定の委員に負担が集中する可能性がある。また、研究委員会で組織的問題や研究課題を議論する場合、第二期のそれと同様に、多くの時間がこれに費やされ、研究活動そのものの低下を齎す可能性も存在する。

いずれにせよ、明らかなことは、現行の共同研究が明らかな欠陥を有している、ということである。或いはその背景には、「学者が自由に議論すれば何時の日か何かしらの望ましい結果が得られるかも知れない」という楽観主義が存在するのかも知れない。しかしながら見落とされてはならないのは、「学者が自由に議論」する為には、その為の環境の構築が必要である、ということである。もしも、共同研究に今後も大きな可能性を見出そうとするならば、我々はこの問題について、もう少し真剣に考える必要があるのではなかろうか。

#### 〈参考文献〉

朝日新聞

産経新聞

연합뉴스 (<http://www.yonhapnews.co.kr/>)、最終確認 2010 年 6 月 30 日。

外務省 2001.「日韓首脳会談（概要）」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\\_koi/korea0110/kaidan.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/korea0110/kaidan.html))、最終確認 2010 年 6 月 30 日。

—— 2004.「日韓首脳会談（概要）」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/kaidan0412\\_gai.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/kaidan0412_gai.html))、最終確認 2010 年 6 月 30 日。

—— 2005a.「小泉総理訪韓の概要(6月20日・21日、於：ソウル)」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\\_koi/korea\\_05/gaiyo.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/korea_05/gaiyo.html))、最終確認 2010 年 6 月 30 日。

—— 2005b.「日韓外相会談（概要）」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc\\_05/korea\\_gai.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_05/korea_gai.html))、最終確認 2010 年 6 月 30 日。

mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc\_05/korea\_gai.html)、最終確認 2010 年 6 月 30 日。

—— 2007a.「第2期日韓歴史共同研究委員会」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/rekishi/2-meibo.html>)、最終確認 2010 年 6 月 30 日。

—— 2007b.「『第2期日韓歴史共同研究』第1回支援委員会の開催について」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h19/6/1174169\\_806.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h19/6/1174169_806.html))、最終確認 2010 年 6 月 30 日。

—— 2007c.「第2期日韓歴史共同研究支援委員会委員」(<http://www.mofa.go.jp/ICSFiles/afiedfile/2007/06/21/JKmember.pdf>)、最終確認 2010 年 6 月 30 日。

鄭奈美・木村幹 2008.「『歴史認識』問題と第一次日韓歴史共同研究を巡る一考察」『国際協力論集』第16巻第1号(7月)、第17巻第2号(11月)。

日韓文化交流基金 2005.「日韓歴史共同研究委員会第1期(2002-2005年)」(<http://www.jkcf.or.jp/history/first/index.html>)、最終確認 2010 年 6 月 30 日。

—— 2010.「日韓歴史共同研究委員会第2期(2007-2010年)」([www.jkcf.or.jp/history/second/index.html](http://www.jkcf.or.jp/history/second/index.html))、最終確認 2010 年 6 月 30 日。

- (1) 筆者は第二期日韓歴史共同研究に研究委員として参与し、教科書小グループに所属した。本稿の執筆に当たっては、その際の個人的記録に多くを拠っている。
- (2) [ ] 内は筆者。以下同。
- (3) 日本側の名称。韓国側は「教科書委員会」という名称を使った。この名称の違いにも、日韓両国のこの委員会に関わる理解の違いが現れている。
- (4) 実際、筆者の記録によっても、この時期に既に研究委員選任の準備が開始されていたことが現れている。
- (5) 日韓両国関係者への聞き取り調査による。ある関係者は背後に、北朝鮮問題に関する対立があったと述べている。
- (6) 実際、筆者の記録によれば、遅くとも2005年秋の段階迄には小此木を中心とした、第二期の共同研究の委員選任は開始されていた。
- (7) 条約に関わる議論が重要視された背景には、この問題が日本の植民地支配の「違法性」を考える上で最重要だという韓国側の理解と同時に、この共同研究の終了が、韓国併合100周年の直前に予定されていたことがあったろう。
- (8) 尤も、研究協力者の選任も完全に自由に行えた訳ではなかった。問題の一つは、国籍だった。例えば、韓国側委員会の研究協力者として、日本人研究者を選ぶことの是非が議論された部会も存在した。